

令和7年4月1日から給付対象品目の追加や基準額の見直しを行いました

障がいのある方と、そのご家族等の日常生活上の便宜の向上や経済的な負担を軽減することを目的として、給付対象品目の追加や基準額の見直し等を行いました。

1 給付品目の追加

(1) 蓄電池又は外部バッテリー

人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器のいずれかを使用して
いる呼吸器障がいのある方を対象に、停電時においても機器を使用できる環境整備の
促進を図ります。

(2) 視覚障がい者用色彩識別装置

物体の色彩や空間の明るさを音声で伝える装置により、日常生活における洋服等の
コーディネートや電気の消し忘れの際等で活用が見込まれ、視覚障がいのある方の自
立した生活の支援につながることを期待されます。

2 給付基準額の改定

ストーマ装具の価格が上昇している現状を考慮し、基準額を見直すことで使用者の経
済的負担の軽減を図ります。

(1) ストーマ装具（消化器系）

旧基準額：8,858円/月

新基準額：9,300円/月

(2) ストーマ装具（尿路系）

旧基準額：11,639円/月

新基準額：12,220円/月

3 給付品目の廃止

福祉電話については、近年において制度を活用する利用者が皆無であることから、ニ
ーズは低いものと判断し給付を廃止しました。